

公立丹南病院組合減債基金条例

〔平成12年8月28日〕
条 例 第 3 号

(設置)

第1条 組合債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる組合財政の健全な運営に資するため、公立丹南病院組合減債基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、病院事業会計予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、組合債の償還の財源に充てる場合に限り処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年9月1日から施行する。